

第 13 章 給水設備設計

13-1 給水設備計画

指定地北側工区における給水設備は、植栽管理に伴う散水栓の配置となる。

便益施設、手洗い場などについては、別途設計の遺構展示施設（建築設計）で実施する計画となる。

本業務では、散水栓配置に関する数量をとりまとめるものである。

13-2 給水管取付け（量水器設置）位置

給水管の取込み位置は、既存住宅への量水器が設置されている付近を予定する。なお、施設敷地に接する県道青谷停車場井手線には水道配水管の経路が無いいため、給水事業へ協議して給水管の整備を依頼する必要がある。

なお、量水器は給水事業者により支給されるものとして考える。

13-3 配管計画

給水管の配管経路は、ひろば植栽への散水管理が目的であるため、散水栓 1 基当たり 20～30m 包含の配置とした。設置数を極力少なくするため、ひろば中心部に散水栓を配置するが、可能な限りで園路沿いに配置した。

なお、弥生の海辺ひろばの海域エリアには、将来の水遊びイベントを想定して散水栓を 1 基配置する。

配管埋設は、路盤基面より 60cm の埋設深さを確保する。配管径は、散水管理が人手による手巻きとし、複数個所を同時に開放しない方針のもとに、25mm の給水管に決定している。

下図に示す埋設管路とした。

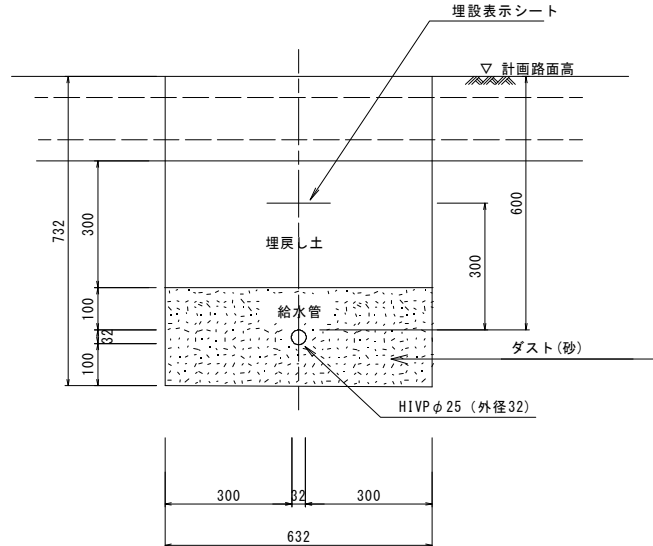


図 13.1 埋設配管断面図

13-4 建築施設設計との調整

本設計では、植栽への散水管理を対象とした給水計画としている。遺跡発見ひろば敷地には遺構展示施設（建築物）を別途計画することになっている。改めて、給水容量を調整した量水器設置の調整が必要となる。また、消火栓施設配置の有無など現時点では不明である。

給水事業者への給水取付けに関する調整は未協議である。

